表 13 特定建設作業に関する規制基準

21.12 (3.2.2.2.1) (1.2.2.2.1)		
規制内容	区域の区分	振動規制法
特定建設作業の場所の敷地境界	<u>1号</u>	<u>75デシベル以下</u>
における基準値	2号	
作業時間	<u>1号</u>	午後7時~翌日の午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時~翌日の午前6時の時間内でないこと
作業時間	<u>1号</u>	1日あたり10時間を超えないこと
	2号	1日あたり14時間を超えないこと
作業の期間	<u>1号</u>	<u>連続して6日を超えないこと</u>
	2号	
作業日	<u>1号</u>	日曜日その他の休日でないこと
	2号	

(注)第1号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域 第2号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第4種区域(振動規制法については、都市計画法に基づく 工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの)